

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市世界遺産登録推進活動費補助金
補助の区分	団体運営補助 事業補助（イベント・大会補助）
補助の概要	佐渡金銀山のユネスコ世界文化遺産登録に向けた、市民の意識醸成を図るため、世界遺産登録の推進に関する普及、啓発活動などを行う団体に対して教育事業、広報及び宣伝活動の事業に対して補助する。
補助事業者	世界遺産登録に関する活動を推進する団体
補助対象経費	事業に関する賃金、需用費、旅費、役務費、委託料など
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	1 事業上限 50万円～100万円
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	8/10
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 世界遺産登録に向け、市民の意識醸成を図り、世界遺産登録の普及・啓発活動及び登録後においても構成資産の保全・保護活動を継続して行うことができるように、民間団体を育成する必要性を鑑み、特例措置として登録までの期間、1/2を超えて8/10を補助して活動を推進する。
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	事業採択件数10件 講演会、学習会事業参加者満足度50% ○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年10月1日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 補助申請者と本市において事前協議うえ、事業実施等を決定する。
事業担当（担当部署）	世界遺産推進課登録推進係
（電話番号）	0259-63-5136